

# 記入例

様式第16号(第16条関係)

## 公共下水道一時使用許可申請書

年 月 日

斑鳩町長 中西 和夫 様

届出者 住所

(設置者) 氏名

(電話番号 )

公共下水道の一時使用について許可を受けたいので、斑鳩町下水道条例施行規則第16条第1項の規定により次のとおり申請します。

設置場所	斑鳩町 <span style="color: red;">設置場所を記入してください</span>						
設置目的	<span style="color: red;">例) 工事期間中の仮設トイレ設置のため 等の目的を記入</span>						
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで <span style="color: red;">期間を記入</span>						
排除する下水の種類	<span style="color: red;">例) 仮設トイレの汚水排水 等</span>						
事業所名							
代表者名							
施工業者名 (指定工事店名)	<span style="color: red;">施工にあたる斑鳩町の指定工事店</span>						
ポンプ	種別	口径	揚水能力	平均稼動時間	台数	予定排水量	摘要
			m <sup>3</sup> /hr	時間/日		m <sup>3</sup> /日	
動力設備	種別	馬力		台数	摘要		
現場責任者名	<span style="color: red;">施工にあたる斑鳩町の指定工事店の責任技術者等現場責任者</span>						
※処理	1 調査日 年 月 日 2 検査確認者名						

該当があれば記入

該当があれば記入

※印の欄は、記入しないでください。

### 申請書添付書類

- 公共ます、仮設トイレが記入された平面図
- 設置縦断図
- 位置図(住宅地図のコピー可)
- 使用開始届(様式第13号) 上水道使用名義人

公共下水道使用開始等届

年 月 日

斑鳩町長 中西 和夫 様

水道料金の支払者もしくは、一時使用許可申請書の届出者でお願いします。

届出者 住所  
(設置者) 氏名  
(電話番号 )

公共下水道の使用を **開始** 休止 廃止 再開 するので、次のとおり届け出ます。

一時使用の届出者で開始届の場合、水道料金の支払者の署名をお願いします。

給水栓番号とは、上水道検針カードに記載されている番号です。

使用水源用途区分にあわせチェックを入れる

記入しない

該当があれば記入

該当があれば記入

排水場所	斑鳩町 <span style="color:red">設置場所を記入してください</span>					
事業所名				使用者又は代表者名		
使用水源	<input checked="" type="checkbox"/> 水道水 (給水栓番号第 号) <input type="checkbox"/> 井戸水(手動・ポンプ) <input type="checkbox"/> 水道水井戸水併用 <input type="checkbox"/> その他( )					
用途区分	<input type="checkbox"/> 家事用 <input type="checkbox"/> 官公署、学校 <input type="checkbox"/> 事業所(業種 ) <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> 一時使用 <input type="checkbox"/> その他(業種 )					
開始 休止 廃止 再開	年月日	年 月 日	除害施設	有 ・ <b>無</b>		
水洗便所	<b>有</b> ・ 無		し尿浄化槽	有 ・ <b>無</b>		
ポンプ	種別	口径	揚水能力	平均稼動時間	台数	摘要
			m <sup>3</sup> /時間	時間/日		
動力設備	種別	馬力	台数	摘要		

※届出者欄は水道料金の支払者もしくは、一時使用許可申請書の届出者でお願いします。  
一時使用の申請者で開始届けを出される場合、使用者又は代表社名欄に、水道料金の支払者の署名

をいただくか、斑鳩町下水道条例第28条の一時使用による使用料の前納をお願いします。

## 参 考

### 斑鳩町下水道条例

(公共下水道の一時使用)

第23条 土木又は建築に関する工事の施行に伴う汚水その他の汚水を排水して一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収方法)

第27条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。

(1) 第25条第1項第1号に該当する場合(水道水及び水道水以外の水を併用した場合を含む。)の使用料は、斑鳩町水道事業給水条例第23条の水道料金の徴収の例によつて水道料金とあわせて徴収する。

(2) 第25条第1項第2号、第3号及び第4号に該当する場合の使用料は、町長の定めるところにより徴収する。

(一時使用による使用料の前納)

第28条 前項の場合において、町長は、第23条の規定により許可を受けて公共下水道を一時使用させるときは、その予定排出量に係る使用料を前納させることができる。

2 前項の規定により前納した使用料は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、又は町長が必要と認めたとき精算する。